

契約書別紙及び短期入所生活介護重要事項説明書

〈令和8年8月1日現在〉

1、 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 026-296-1833
受付時間 毎日 午前8時45分より午後5時30分
(但し、年末年始12/29から1/3の間は休み)
担 当 サービス担当責任者・介護支援専門員
生活相談員・介護支援専門員

2、 松寿荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称 長野広域連合 特別養護老人ホーム松寿荘
所 在 地 〒381-0085
長野県長野市上野2丁目120番地4
介護保険指定番号 短期入所生活介護 長野県 2070100512号

(2) 同施設の職員体制

		常 勤	非常勤	計	説 明 (資格、勤務内等)
施 設 長		1 名		1 名	施設総括責任者
副所長 (事務管理担当)		1 名		1 名	総務総括責任者
嘱 託 医			2 名	2 名	協力病院：栗田病院
介護支援専門員		1 名		1 名	サービス担当責任者
生 活 相 談 員		1 名		1 名	社会福祉士
事 務 職 員		1 名	1 名	2 名	会計事務等担当
管 理 栄 養 士		1 名		1 名	
看護職員・介護員	介 護 士	25 名	5 名	30 名	介護福祉士 24 名
	看 護 師	4 名		4 名	看護師：3 名 准看護師：1 名
機能訓練指導員		1 名		1 名	機能回復訓練担当 (看護師)

(3) 同施設の設備の概要

定	員	4 名	
居	室	2 人 部 屋	2 室
静	養	室	1 室 (17.36㎡)
浴	室	一 般 浴 室	1 室 (29.54㎡)
		特 殊 浴 槽	1 室 (59.40㎡)
医	務	室	1 室 (80.55㎡)
食		堂	1 室 (285.58㎡)
集	会	室	1 室 (188.90㎡)
機	能	訓	練
		回	復
		室	1 室 (93.64㎡)

3、 サービス内容

〈通常のサービス〉

- ・ 食事（随時選択食を実施）
- ・ 入浴（基本週2回・希望入浴あり）
一般浴、特殊浴
- ・ 介護（排泄介護、食事介護等）
- ・ リハビリテーション
（歌体操、拘縮予防、作業療法、等）
- ・ 棟内活動（余暇活動）
- ・ 生活相談（日常生活上の相談等）
- ・ 健康管理（一般生活上の処置及び観察）
- ・ レクリエーション（季節行事含む）等

〈その他のサービス〉

- ・ 特別食・注文食の提供
- ・ 理容サービス等（地域理髪店による）等

4、 利 用 料

(1) 基本料金（1日あたりの自己負担金額）

合計単位数に1単位あたりの単価 10.17 円を乗じた額となり、介護保険負担割合証に示された負担割合（1割から3割）が利用料となります。

（1単位 10.17円、1割負担の料金）

	サービス内容	単位	備考
介護福祉施設サービス費	要介護1	603	
	要介護2	672	
	要介護3	745	
	要介護4	815	
	要介護5	884	
加算料金	機能訓練体制加算	12	機能訓練指導員を1人以上配置している場合
	サービス提供体制強化加算 ^①	18	介護福祉士を60%以上配置している場合
	療養食加算 ^②	23	利用者の病状等に応じて、主治医により発行された食事箋に基づき提供された場合に算定
	送迎加算（片道）	184	入退所時に施設で送迎をした場合に算定
	介護職員処遇改善加算 ^③		基本サービス費+各種加算の総額の13.6%
	地域区分 ^④		介護報酬1単位当たり10.17円
自 己 負 担			
滞在費		915円	
食費（1食）	朝食	360円	
	昼食	675円	
	夕食	510円	

- ① 介護福祉士国家資格を取得した者を介護職員のうち60%以上配置しています。
- ② 食事の提供が管理栄養士等によって管理され、医師の食事せんに基づく特別食を提供した場合にいただきます。
- ③ 介護職員処遇改善加算が基本サービス費に各種加算を加えた総単位数の13.6%加算されます。
- ④ 介護報酬1単位当たりの単価は10.17円です。（長野市・松本市・上田市）
- ※食費については、滞在期間中1食ごとに分けてのご請求となります。

介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更いたします。

- a. このうち、実質的負担減額者については、上記表に介護保険利用者負担限度額・免除等認定証に記載された給付率を乗じた額が負担額となります。
- b. 介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載された額が負担額となります（下表参照）。

	料金	介護保険負担限度額認定者◇			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費（食材料費と調理費）	1,545 円	300 円	600 円	1,030 円	1,360 円
居住費◎-多床室（光熱水費）	915 円	0 円	430 円	430 円	530 円

* 介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更いたします。

（２）その他の料金

- ① 注文食 時価の代金となります
- ② 送迎費 片道 1,840 円 自己負担 184 円
利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが
必要と認められる場合は、介護保険の対象になります。

（３）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ その他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

（４）支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求を致しますので、末日までにお支払い下さい。
お支払いは、納付書にて、納付書裏面記載の金融機関でお願いします。

5、 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結します。なお、ご利用の予約は3ヶ月前から出来ます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に
介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用日・日数について

希望のご利用日（ご利用日数）をお伺いし、可能であればいつでもご利用いただけます。

介護保険被保険者証に記載してある支給限度基準額の範囲内でご利用いただけますが、支給限度基準額には他の居宅サービス利用額も含まれますので、ご利用可能な利用期間については担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

(3) ご利用当日

送迎サービスも実施しております。

6、 当施設のサービスの特徴など

(1) 運営方針

利用者のノーマライゼーションと人間尊重の理念に基づき、複合施設としての特徴を最大限に活用した専門的サービスを提供し、個々のニーズにあったサービスを提供する。

(2) 施設利用に当たっての留意点

- ・ 面 会 毎日8：45～17：30頃の間でお願いします。
 なお、感染予防のため、風邪などひかれています方の面会
 はご遠慮下さい。
- ・ 外 出 前日までにお申し出ください。
 （身体状況の確認及び食事についての確認が必要となります。）
- ・ 飲酒・喫煙 飲酒は他の利用者に迷惑を及ぼさない限り自由です。
 喫煙は、所定の場所にてお願いします。
- ・ 金銭及び貴重品等 利用者本人が管理する場合、他の利用者に迷惑を
所持品の管理 かけないように十分注意をお願いします。
- ・ 施設外での受診 基本的にはご家族の方の付き添いでの受診となります。
- ・ 宗教活動 自由ですが、他の利用者及び施設の運営に迷惑となら
 ないようにお願いします。

7、 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を行います。

<主治医>

病院又は診療所

主治医名

住所

T E L

<緊急連絡先>

第1 連絡先

氏名

続柄

住所

自宅電話

携帯電話

勤務先電話

第2 連絡先

氏名

続柄

住所

自宅電話

携帯電話

勤務先電話

8、 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、事業者の責に帰すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9、 損害賠償について

当施設において事業者の責任により利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

10、 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 当荘「防災計画」に沿い対応
- ・ 防災設備 屋外消火栓、消火器、非常通報設備、防火扉、非常灯、照明付自家発電機、火災熱感知器、火災煙感知器
- ・ 防災訓練 年2回実施
 - 夜間総合防災避難訓練（地域各種協力団体参加）
 - 防災避難訓練（職員消火訓練、避難訓練）
- ・ 防火責任者 防火管理者

11、 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

当施設内責任者 所 長

当施設内担当 副 所 長

生活相談員（介護支援専門員）

電 話 026-296-1833

② その他

当施設以外に、出身市町村及び長野県国民健康保険連合会の相談窓口へご相談下さい。

長野市介護保険課 026-224-7871

長野県国民健康保険団体連合会 026-238-1580

12、 第三者による評価の実施状況等

実施なし

13、施設開設者概要

名称・組織	長野広域連合（長野市他8市町村による組織）	
長野広域連合長	荻原 健司	
事務局所在地	〒381-0026 長野市松岡2丁目42番1号	
施設・拠点等	短期入所生活介護	3ヶ所
	特別養護老人ホーム	3ヶ所
	養護老人ホーム	2ヶ所
※その他	長野広域連合内における総合的事業を実施	

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から利用契約書並びに重要事項説明書の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が各1通を保有するものとします。

<事業所>

所在地	〒381-0085 長野市上野2丁目120番地4
施設名称	長野広域連合 松寿荘施設管理者 長野市長 荻原健司 印
説明者	職名 生活相談員（兼介護支援専門員） 氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、了承しました。

<利用者>

氏 名 _____

代理人氏名 _____ 続柄 _____